

第3章

便利で快適なまちづくり

【生活基盤分野】



第1節 交通ネットワークの整備

1 広域幹線道路網等の整備

〔現状と課題〕

本市の広域幹線道路として、東西を国道8号と北陸自動車道が、南北を国道148号が結び、市民生活や経済活動の動脈として大きな役割を担っている。

国道8号においては、能生～糸魚川間の通勤通学時の渋滞の常態化に加え、道路の維持管理をはじめ、生活基盤である上下水道、電気、通信等の工事により、日中においても頻繁に渋滞が発生している。このため、糸魚川東バイパスの早期供用開始と、供用までの間の暫定的な取組みが必要となっている。また、青海地域では、地形的条件から雨量規制区間があり、抜本的な防災対策が求められている。

一方国道148号は、長野県のみならず首都圏や中京圏と北陸圏を結ぶ主要路線であり、観光、物流の主軸としての重要性が増大しているが、地形的条件により現道の抜本的な改良が困難な状況にある。この解決策としての地域高規格道路¹松本糸魚川連絡道路の整備が急がれており、事業化に向けた取組みを精力的に進める必要がある。

また、県道については、それぞれ国道と接続し、市内の主要地域を結び、市民生活と地域経済活動を支える重要な幹線道路であるが、未改良区間が多くあり、早期に改良整備を進めていかなければならない状況である。

〔施策の体系〕

広域幹線道路網等の整備	(1) 地域高規格道路の整備 (2) 国県道の整備
-------------	------------------------------

〔施策の方向〕

広域幹線道路網等の整備

(1) 地域高規格道路の整備

○環日本海時代の交流進展と北陸新幹線開通による拠点性を見据え、十字型に結ぶ経済圏の確立を図るため、地域高規格道路松本糸魚川連絡道路の整備区間指定と早期整備に向けた取組みを促進する。

(2) 国県道の整備

国道8号糸魚川東バイパスの整備

○慢性的な交通渋滞、沿線環境の悪化及び交通事故多発等を解消するため、糸魚川東バイパスの梶屋敷～大和川間暫定供用と大和川～押上間の早期工事着手及び間脇～梶屋敷間の早期事業化への取組みを強化する。

※1 地域高規格道路：P22参照

国道8号防災事業、親不知バイパスの整備

○通行規制の抜本的解消のため、防災事業の促進と親不知バイパスの実施に向けた取り組みを強化する。

国道8号能生～糸魚川間の交通渋滞対策

○通勤時間帯の交通渋滞を解消するため、関係機関と調整を図り、緩和対策を推進する。

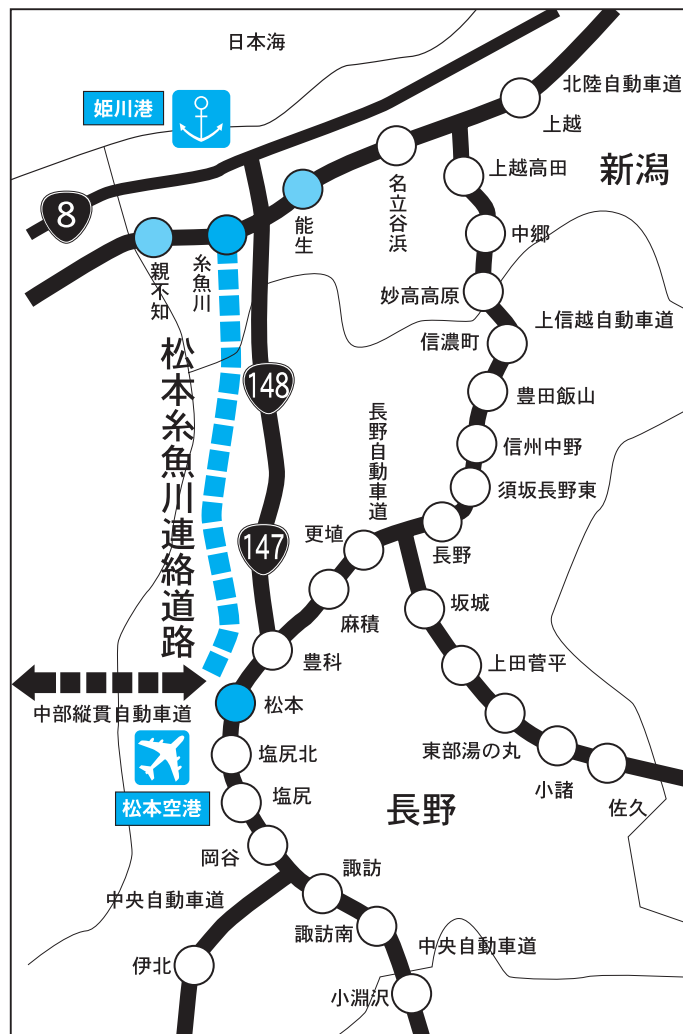
○工事等による交通渋滞を緩和するため、工事発注者や工事施工者との調整などを行う。

国道148号の整備

○交通安全、交通渋滞解消、防災対策等の諸課題に対応するため、継続的要望活動を推進する。

県道の整備

○各地区間及び国道との連絡強化を図り、交流の促進と経済の活性化を図るため、道路改良及び交通安全施設等の整備促進の要望活動を推進する。



2 市道等の整備

〔現状と課題〕

本市では、北陸新幹線開業に合わせて、新幹線系魚川駅とJR北陸本線南側の東西を結び、広域幹線道路へアクセスする都市計画道路中央大通り線の早期全線開通、姫川港利用促進のための姫川港と長野県大町方面とのアクセス道路整備が強く望まれている。

一方、都市計画決定以後30年以上が経過したにもかかわらず、未着手の都市計画道路もあり、今後、計画の見直しも必要となっている。

さらに、広大な市内の各地域を結ぶ主要幹線道路、市街地や集落間を結ぶ道路、市民生活に密着した市道など便利で安全な道路網の体系的な整備が求められている。

＜道路の状況＞

平成17年4月1日現在

		合計	国 道		県 道	市 道				
			8号	148号		1 級	2 級	その他	計	
道路 (橋りょうを含む)	道路延長(km)	1,041.2	46.1	24.1	137.6	101.0	55.9	676.5	833.4	
	内 訳	改良済延長(km)	506.6	46.1	24.1	93.7	82.0	39.6	221.1	342.7
		舗装済延長(km)	771.5	46.1	24.1	128.7	92.6	52.0	428.0	572.6
		自動車通行不能延長(km)	205.6	-	-	0.6	1.4	0.7	202.9	205.0
	改良率(%)	48.7	100.0	100.0	68.1	81.2	70.8	32.7	41.1	
	舗装率(%)	74.1	100.0	100.0	93.5	91.7	93.0	63.3	68.7	
	通行不能延長率(%)	19.7	-	-	0.4	1.4	1.3	30.0	24.6	
橋りょう	橋りょう延長(m)	14,720	4,072	1,275	2,852	1,630	871	4,020	6,521	
	内 訳	永久橋(m)	14,643	4,072	1,275	2,852	1,630	871	3,943	6,444
		その他(m)	77	-	-	-	-	-	77	77
	永久橋率(%)	99.5	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	98.1	98.8	

(資料：建設課)

〔施策の体系〕

市道等の整備	<ul style="list-style-type: none"> (1) 主要幹線道路の整備 (2) 都市計画道路の整備 (3) 生活道路の整備
--------	---

〔施策の方向〕

市道等の整備

(1) 主要幹線道路の整備

○計画的な道路交通網を整備するため、交通ネットワークビジョンに基づき、広域幹線道路網等の整備と合わせ、市域全体にわたる、体系的、計画的な道路整備を推進する。

(2) 都市計画道路の整備

- 北陸新幹線糸魚川駅と広域幹線道路とを結んだ道路網の整備のため、中央大通り線、糸魚川駅南線などの整備を推進する。
- 姫川港と長野方面とのアクセスを改善するため、地域高規格道路¹松本糸魚川連絡道路の整備に合わせて、姫川港と国道148号とを結ぶ港南線の整備を推進する。

(3) 生活道路の整備

- 市民生活に密着した便利で安全な道路整備のため、交通安全や防災の施設整備・道路改良と冬期間の交通確保やバリアフリー²も考慮しながら、国道・県道・主要幹線道路と合わせた体系的、計画的な市道の整備を推進する。

※1 地域高規格道路：P22参照

※2 バリアフリー：P45参照

3 港湾の整備

〔現状と課題〕

姫川港は、昭和48年の開港以来、平成9年には重点投資流通港湾に指定され、また、平成10年には、年間取扱能力520万tの港湾計画に改訂され、整備が進められている。

平成15年には、地方港湾としては唯一リサイクルポート¹（総合静脈物流拠点港）に指定され、年々利用が増加しており、物流の拠点として地域産業の発展に大きく貢献している。

平成16年には、貨物取扱量が過去最高の568万tを記録したが、貨物量の増加に伴い岸壁が混み合い、一刻も早い新規岸壁の供用と港湾計画改訂が必要となっている。

また、姫川港に寄港する外航船舶は直江津港で通関等の手続きを行っているが、時間的ロスによるコスト負担が非常に大きく、さらに、輸出入貨物の急激な増加により、通関業務の時間的制約を受けており、姫川港における通関手続きの実施が課題となっている。

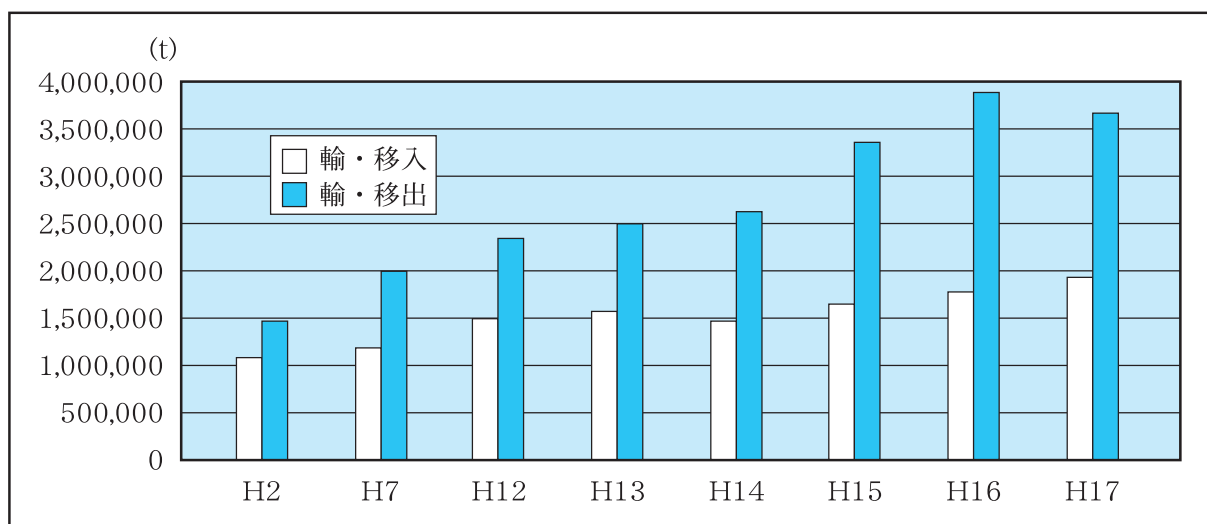
貨物取扱量の増加に対応するため、荷役作業の効率化と周辺地域の環境を維持する対策も必要となっている。

＜貨物取扱量の推移＞

各年1月1日現在（単位：t）

	H2年	H7年	H12年	H13年	H14年	H15年	H16年	H17年
輸・移入	1,050,573	1,196,347	1,519,947	1,578,514	1,485,365	1,679,645	1,788,901	1,931,786
輸・移出	1,489,192	1,994,095	2,352,570	2,496,934	2,641,552	3,367,074	3,893,350	3,697,726
計	2,539,765	3,190,442	3,872,517	4,075,448	4,126,917	5,046,719	5,682,251	5,629,512

（資料：商工観光課）



※1 リサイクルポート：広域的なりサイクル施設の立地に対応した静脈物流ネットワークの拠点として港湾管理者からの申請により国が指定する港湾

〔施策の体系〕

港湾の整備	(1) 港湾施設の整備 (2) 港湾機能の拡充 (3) 環境対策の充実
-------	---

〔施策の方向〕

港湾の整備

(1) 港湾施設の整備

○物流拡大による地域の産業振興と資源循環型社会に大きな役割を果たすため、貨物取扱量の増大への対応とリサイクルポート¹としての機能の強化を図り、姫川港の整備を促進する。

○将来的な貨物取扱量の増大等に対応するため、港湾計画改訂を働きかける。

(2) 港湾機能の拡充

○外航船舶のスムーズな入出港を確保するため、姫川港の関税法による開港指定及び検疫港・出入国港の指定について関係機関に働きかける。

○姫川港の埠頭用地不足を解消するため、背後地の利用計画を策定し、港の利用拡大を促進する。

(3) 環境対策の充実

○姫川港に近接している住居地域の環境を維持するため、緩衝緑地等の整備を促進する。



※1 リサイクルポート：P81参照

4 公共交通機関の充実

〔現状と課題〕

JR北陸本線及び大糸線は、モータリゼーション¹の進展と沿線人口の減少等により、利用者数が年々減少しており、各種利用促進事業を進めながら利用者の増加を図る必要がある。バス路線においても、その確保を図るため、路線バスへの運行補助を実施してきたが、鉄道同様、利用者数が減少している。さらに、路線バス運行のない地域にはコミュニティバスを運行しており、路線バス、コミュニティバス等の運行範囲、形態について市内のバランスの取れた運行が必要となっている。

北陸新幹線は、全国新幹線鉄道整備法に基づき東京を起点として、高崎、長野を通り、糸魚川、富山、金沢、福井等の日本海沿岸の都市を經由し大阪に至る延長約690kmの路線である。高崎～長野間は平成9年10月に開業となり、長野～金沢間は平成26年度の完成を目指し、現在市内各地で新幹線建設工事が進められており、完成時期の前倒しも期待されている。

また、金沢から大阪までフル規格での全線整備は不明確な状況であるが、北陸地域と関西・関東地域を結ぶ北陸新幹線の全線開通は、北陸地域の発展に極めて重要な役割を担うものであり、早期全線整備に向けた運動を展開していかなければならない。

一方、北陸新幹線長野～金沢間の開業に伴い、並行在来線である北陸本線の金沢～直江津間と信越本線の長野～直江津間が西日本旅客鉄道(株)及び東日本旅客鉄道(株)から経営分離される。新潟県では、県が主体となって設立される第三セクターで運営されることになっている。厳しい経営が想定されることから、新潟県並行在来線対策協議会で経営のあり方、利用促進策等について協議を進めており、新たな経営に向けての対応方針の集約が急がれている。

〔施策の体系〕

公共交通機関の充実	<ul style="list-style-type: none"> (1) 北陸新幹線の建設促進 (2) 鉄道の利便性の向上と利用促進 (3) 公共道路交通の利便性の向上と利用促進
-----------	--

〔施策の方向〕

公共交通機関の充実

(1) 北陸新幹線の建設促進

○地域の発展のため、長野～金沢間の早期完成と、金沢以西の北陸新幹線フル規格での全線整備、開通に向けて関係機関へ働きかける。

※1 モータリゼーション：自動車が生計必需品として普及する現象

(2) 鉄道の利便性の向上と利用促進

- 地域の足を守るため、JR北陸本線の利便性の向上と利用促進を図る。
- 北陸新幹線の整備に伴って経営分離される並行在来線については、沿線住民の利便性の確保と健全経営等を図るため、新潟県等関係団体と十分検討を重ね、適正な運行維持の取り組みを推進する。
- 沿線地域の発展を図るため、JR大糸線の観光的活用も含めた利便性の向上と利用促進を図る。

(3) 公共道路交通の利便性の向上と利用促進

- 市民の身近な足であるバス交通の利便性向上と利用促進を図るため、路線バスやコミュニティバスなどの公共道路交通手段を組み合わせ、利用しやすい交通体系を検討する。

◇ 主要事業一覧 (交通ネットワークの整備)

No.	事業名	概要
1	一般国道8号整備事業	糸魚川東バイパス及び親不知防災事業の促進
2	一般国道148号整備事業	安全施設等の整備促進
3	地域高規格道路整備促進事業	事業促進
4	県道整備事業	西中糸魚川線ほか
5	らくらく通勤ハイウェイ事業	ETC設置補助
6	都市計画街路整備事業	糸魚川駅南線、中央大通り線ほか
7	道路橋りょう新設改良事業	道路・橋りょうの新設、改良
8	姫川港整備事業	護岸(防波)、緑地整備、防舷材整備ほか
9	北陸新幹線建設事業	建設費負担金
10	駅利用促進事業	青海駅運營業務委託
11	並行在来線活用事業	第三セクター出資
12	コミュニティバス等運行事業	運行委託
13	生活交通確保対策補助事業	運行費補助、車両購入補助

1 魅力あるまちの顔づくり

〔現状と課題〕

長野～金沢間の北陸新幹線整備は、平成26年度末の完成に向け、工事が進められている。

長野～金沢間が開業すると、本市から東京まで約2時間、長野まで約40分、金沢まで約45分で結ばれ、地域の産業や観光などの経済活動と新たな地域間の交流活動が活発化するものと予想される。このため、糸魚川駅前及び周辺地域は、これまで同様、本市の玄関口としての役割に加え、広域交通連携の拠点としての役割も期待され、玄関口としての機能強化と北陸新幹線とJR北陸本線及び大系線の結節点としての位置づけを明確にし、利便性の向上を図る必要がある。

新幹線施設は、住宅地や商業地等を分断して建設されることから、新幹線整備と一体となったまちづくりを進めるため、高架下の利活用などについて地域住民、関係機関、行政が一体となって、十分に調整を図りながら進めていかなければならない。

地域の観光資源を有機的に結びつけ、訪れる人々にとって魅力ある観光メニューの開発と誘客宣伝に努めていかなければならない。

さらに、「団塊の世代」の大量退職を見据え、豊かな自然の中での生活を求める人々を受け入れるための、受け皿づくりも求められている。

〔施策の体系〕

魅力あるまちの顔づくり	<ul style="list-style-type: none"> (1) 新幹線駅周辺の整備 (2) 新幹線沿線の整備 (3) 交通結節機能の強化 (4) 新幹線開業を契機とした交流の促進
-------------	--

〔施策の方向〕

魅力あるまちの顔づくり

(1) 新幹線駅周辺の整備

○駅利用者の利便性向上と利用客への魅力づくりを図るため、南口広場、南北自由通路、北口広場、駐車場、駐輪場、在来線橋上駅等の整備を推進する。

○駅周辺の商店街など中心市街地の活性化と来訪者への魅力づくりを図るため、関係団体と連携しながら、景観に配慮したまち並みづくりを進める。

(2) 新幹線沿線の整備

○新幹線と一体となったまちづくりを進めるため、新幹線高架下について、沿線住民の住環境に配慮した整備を進めるとともに、商業利用等による利活用を進める。

(3) 交通結節機能の強化

- 糸魚川駅を北陸新幹線と並行在来線との結節点とするため、新潟方面の特急列車の確保に向けた取り組みを進める。
- 通勤・通学圏の拡大が期待できることから、新幹線乗降客の利便性向上を図るため、新幹線とJR北陸本線及び大系線、バスなどとの乗り継ぎの利便性向上に向けた取り組みを進める。

(4) 新幹線開業を契機とした交流の促進

- 新幹線開業に向けた誘客活動を推進するため、民間事業者と一体となったイベント・キャンペーンなどを実施する。
- 訪れた観光客の利便性向上のため、観光情報センターの整備充実や定期観光バス等の二次交通の充実を促進する。
- 訪れる人々に本市の魅力をアピールするため、豊かな観光資源を有機的に結びつけた観光ルートの開発や、豊かな自然を生かした体験メニューの開発など、観光プログラムを民間事業者と一体となって作成する。
- 「団塊の世代」の大量退職により、経済的に豊かな高齢者の増加が見込まれることから、都会に住むそれらの人々が豊かな自然の中での暮らしを求める趣向に対して、本市の豊かな自然をアピールし、「第二のふるさと」となれるような受け皿づくりに努める。

◇ 主要事業一覧 (北陸新幹線開通に向けたまちづくり)

No.	事業名	概要
1	糸魚川駅周辺整備事業	南・北口広場、自由通路、駐車場の整備、在来線糸魚川駅整備
2	糸魚川駅周辺(中心市街地)整備事業	市街地商店街社会実験、まちづくり活動推進
3	北陸新幹線沿線整備事業	市道整備等

第3節 地域情報化の推進

1 情報通信基盤の整備

〔現状と課題〕

めまぐるしく進展する情報通信技術を活用した情報通信機器が急速に市民社会に普及しており、産業や行政活動のみならず、教育・医療・福祉をはじめ市民生活の様々な面で活用され始めている。

また、情報通信技術を活用し、行政サービスの高度化、NPO¹やボランティア活動の活発化など、地域コミュニティの活性化につながることを期待されている。

このような情報化社会に対応し、市内全域の住民や企業が情報通信技術の恩恵を享受できるよう、情報通信基盤を整備するとともに、より利便性の高い行政情報や行政サービスの提供システムを構築することが課題である。

〔施策の体系〕

情報通信基盤の整備	(1) 地域公共ネットワークの整備 (2) 行政サービスの展開 (3) 市民の情報活用能力の向上
-----------	--

〔施策の方向〕

情報通信基盤の整備

(1) 地域公共ネットワークの整備

○市内の公共施設間の高速通信サービスを展開するため、光ファイバケーブルや無線などで整備し、行政情報・地域情報のネットワーク化を推進する。さらに、各戸への高速通信網の整備を推進する。

○携帯電話不感地帯やテレビ難視聴地域を解消するため、施設整備を促進する。

(2) 行政サービスの展開

○市民生活の利便性の向上と、安全・安心で豊かな地域社会形成のため、行政情報の提供や公共施設の予約、防災や教育など地域の特性に応じた行政サービス提供システムを整備する。

(3) 市民の情報活用能力の向上

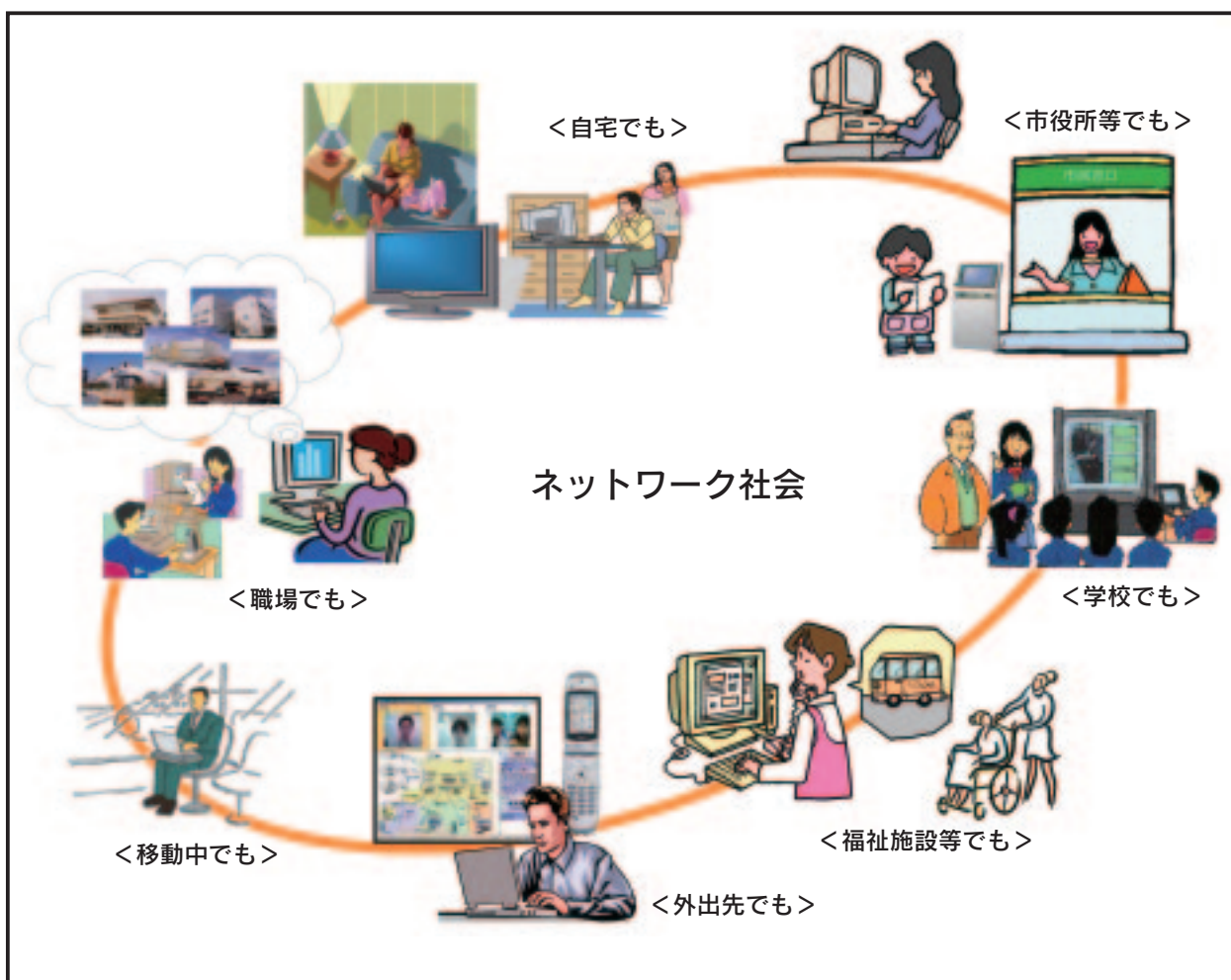
○多くの市民が情報サービスの恩恵を享受できるようにするため、情報機器の不正使用や有害情報の問題等に十分配慮し、情報通信技術を身近に体験できる環境づくりや研修の充実等を通して、情報活用能力の向上に努める。また、地域において情報化を推進するリーダーの育成を図り、学校での情報教育環境の整備と情報学習の充実を推進する。

○地域コミュニティの活発化を図るため、情報通信機能を活用して、行政と市民や、市民間での情報交流が促進される取り組みを推進する。

※1 NPO：P26参照

◇ 主要事業一覧 (地域情報化の推進)

No.	事業名	概要
1	地域情報ネットワーク事業	地域情報ネットワーク整備
2	地域情報化事業	移動通信用鉄塔整備
3	情報活用推進事業	講習会の開催、リーダーの育成



第4節 住みよい住環境の整備

1 住宅・宅地の整備

〔現状と課題〕

市内における公営住宅は、住宅に困窮する市民の居住の安定のために整備しており、現在、市営・県営含めて約500戸を有している。

依然として入居希望者が多い状況であり、今後は多様化する入居希望動向を見据えて、老朽化する公営住宅の計画的な建替えが必要となっている。

一方、近年大地震が多く発生している状況から、建物の耐震性に対する関心が高まっており、国は住民や企業に対して地震に対する建物の安全性などの備えを呼びかけている。糸魚川 - 静岡構造線の北端に位置する本市でも、公共施設をはじめ一般住宅の耐震化に取り組んでいく必要がある。

また、本市への定住を促進するため、各種の住宅建設融資制度による市民の持ち家住宅の建設を促進するとともに、市街地及びその周辺地区においては、近隣の市町村と比較すると低廉で利便性が高い住宅適地が少ないことから、良質な宅地の供給が求められている。

〔施策の体系〕

住宅・宅地の整備	(1) 住宅整備 (2) 住みやすい住宅地の形成
----------	-----------------------------

〔施策の方向〕

住宅・宅地の整備

(1) 住宅整備

公営住宅

○多様化する入居希望者の要望に応えるため、民間活力による建設手法も検討しながら、老朽化している住宅の建替整備を推進する。

建築物の耐震化

○地震災害に備えるため、災害発生時に避難所となる公共施設の耐震化を進めるとともに、住宅の耐震診断と耐震改修を促進する。

各種住宅融資制度

○定住促進と持ち家住宅建設等を促進するため、住宅建設資金に対する低利融資制度の充実を図る。

(2) 住みやすい住宅地の形成

○より良好で低価格の宅地供給を図るため、住宅地の需要動向を見据えながら、民間事業者による適正な宅地開発や土地区画整理事業などを進める。

○住みやすい住環境整備を図るため、地区計画や建築協定などにより良好な景観づくりを進める。

2 公園緑地の整備

〔現状と課題〕

市内3地域の総合公園（美山公園、能生海洋公園、名引山公園）をはじめ、都市公園、児童遊園、小規模公園、農村公園、多目的広場が市民の憩いの場、スポーツ・レクリエーション活動の場などとして利用されている。

公園は憩いやレクリエーション活動の場としてだけでなく、災害時には避難場所として、延焼防止や復旧・復興の拠点としての役割も担っている。

また、少子化や生活環境の変化などによって屋外で遊ぶ子どもは減少しているが、身近な公園は子どもや保護者の出会いや交流、ふれあいの場として重要な役割を果たしており、適正な配置と管理が求められている。

しかし、公園は広い用地を要するため、市街地では、歩いて行ける身近な公園が少ない地域もあり、均衡ある配置と整備が必要である。

〔施策の体系〕

公園緑地の整備	(1) 都市公園の整備 (2) 身近な公園の整備
---------	-----------------------------

〔施策の方向〕

公園緑地の整備

(1) 都市公園の整備

○うるおいのある都市空間をつくるため、各地域の総合公園、都市公園の適正な維持管理と利用者の立場に立った施設の機能更新を図る。

(2) 身近な公園の整備

○市民の交流の場やふれあいの場としての役割を果たすため、歩いて行ける身近な公園、子どもたちが安心して遊べる場所として、空き地や寺社境内等の利活用も検討しながら、利用者の立場に立った既存公園や児童遊園の整備拡充を図る。

3 上水道の整備

〔現状と課題〕

本市の水道は、豊富な地下水に恵まれ、安価な料金で給水を行ってきたが、給水施設の老朽化が進みつつあり、より一層安全で安定した給水を維持するため、計画的な施設の更新と災害にも強い施設整備を図らなければならない。

また、姫川水系に偏在している糸魚川地域の水源地分散化と能生地域の夏期の水不足解消を図ることが求められている。

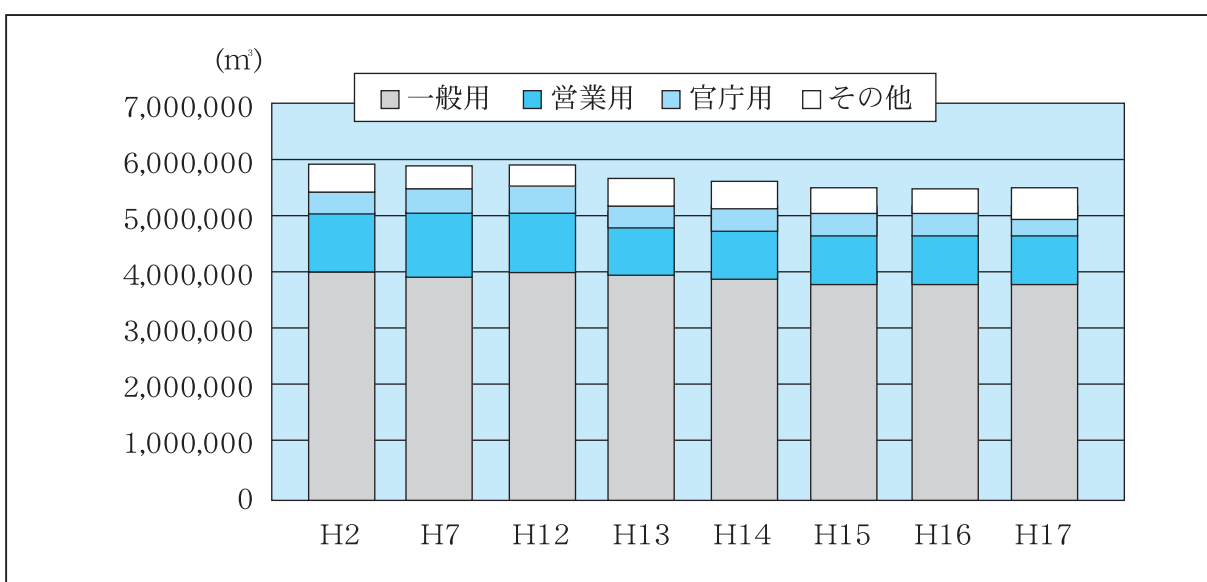
一方、現在でも公営の上水道・簡易水道のほかに多数の組合営の簡易水道・小規模水道と未普及地区が存在し、飲料水の安定供給と水質の安全確保に課題を残している。

安全で安定した給水を継続していくため、事務処理の合理化など経費の節減を推進するとともに、収益の安定化を図り健全経営を維持する必要がある。

<上水道の供給状況>

各年度末現在

	総人口 (人)	給水人口 (人)	戸数 (人)	年間給水量				
				総数 ()	一般用 ()	営業用 ()	官庁用 ()	その他 ()
H2年度	57,178	40,421	13,739	5,807,840	4,002,465	1,032,584	327,905	444,886
H7年度	55,483	38,576	14,649	5,858,400	3,889,580	1,120,572	469,085	379,163
H12年度	53,592	38,587	15,369	5,875,695	3,995,586	1,046,594	502,410	331,105
H13年度	53,060	38,511	15,390	5,617,546	3,919,808	878,870	464,445	354,423
H14年度	52,636	38,230	15,434	5,549,760	3,857,773	874,500	459,183	358,304
H15年度	52,152	38,030	15,526	5,382,107	3,789,520	801,825	437,080	353,682
H16年度	51,543	37,698	15,698	5,381,142	3,776,632	818,650	440,670	345,190
H17年度	50,807	37,176	15,648	5,362,900	3,757,486	828,731	349,325	427,358



(資料：ガス水道局)

〔施策の体系〕

上水道の整備	(1) 安心な飲料水の確保 (2) 未整備地域の解消 (3) 水道施設の耐震化
--------	---

〔施策の方向〕

上水道の整備

(1) 安心な飲料水の確保

- 「市内のどこでも安全でおいしい水の供給」を実現するため、水道施設の集中管理システムの構築、水質管理の強化、水源の多元化、糸魚川～能生間の配水管網のブロック化など高水準で信頼性の高い施設整備を推進する。
- 経営の安定化と一体化を図るため、中期経営計画を策定し、効率的な事業運営に努めるとともに、料金の統一に向けた調査・検討を進める。

(2) 未整備地域の解消

- 安全で安定した水の供給と水質管理の強化を図るため、未組織給水地域の解消、組合営の簡易水道や小規模水道の集約化と公営化を推進する。

(3) 水道施設の耐震化

- 地震などの災害に強い施設を構築するため、導水管をはじめ、送水管、配水管等一定年数の経過したものの交換や老朽施設の更新など耐震化・ブロック化等を推進する。

4 下水道の整備

〔現状と課題〕

公共下水道普及率は平成17年度末現在、能生地域は67.6%、糸魚川地域は69.5%、青海地域は88.9%であり、全体で72.8%となっている。

また、農業集落排水事業、漁業集落排水事業を含めた集合排水処理方式での汚水処理事業については、ほぼ完了しており、集合方式による整備区域外における汚水処理方法については、市町村設置型浄化槽事業を平成12年度以降、能生地域をはじめとして全市で実施してきたが、より一層の普及推進を図っていかねばならない。

生活排水の浄化と河川等の水質保全を推進するため、公共下水道事業と市設置型浄化槽事業を適切に組み合わせて整備していかねばならない。

市街地においては、これまでも雨水計画に沿った雨水幹線の整備を進めてきたが、今後も農地の宅地化の傾向は続くものと思われ、土地の利用状況の変化に対応した雨水の排除が必要となっている。

＜集合排水処理方式全体の状況＞

平成17年度末現在

項 目		公 共 下水道事業	農業集落 排水事業	漁業集落 排水事業	合 計
現 況	行政人口(人) : A	50,591	50,591	50,591	50,591
	処理区域人口(人) : B	36,833	2,320	1,876	41,029
	水洗化人口(人) : C	33,119	1,920	1,549	36,588
	水洗化率(%) : C/B	89.9	82.8	82.6	89.2
	普及率(%) : B/A	72.8	4.6	3.7	81.1

(資料：ガス水道局)

＜公共下水道の状況＞

平成17年度末現在

項 目		能生地域	糸魚川地域	青海地域	合 計
現 況	行政人口(人) : A	10,265	30,686	9,640	50,591
	処理区域人口(人) : B	6,940	21,319	8,574	36,833
	水洗化人口(人) : C	6,776	18,081	8,262	33,119
	水洗化率(%) : C/B	97.6	84.8	96.4	89.9
	普及率(%) : B/A	67.6	69.5	88.9	72.8
	供用開始面積(ha) : D	287.5	602.0	289.5	1,179.0
計 画	計画区域面積(ha) : E	288.0	981.0	321.1	1,590.1
	事業認可区域面積(ha) : F	288.0	820.9	321.1	1,430.0
整備率	対全体計画面積(%) : D/E	99.8	61.4	90.2	74.1
	対下水認可面積(%) : D/F	99.8	73.3	90.2	82.4

(資料：ガス水道局)

<浄化槽(市設置型浄化槽事業)の状況>

平成17年度末現在

項 目	能 生	糸 魚 川	青 海	合 計
浄 化 槽 設 置 数 (基)	136	140	16	292

(資料：ガス水道局)

【施策の体系】

下水道の整備	(1) 公共下水道の整備 (2) 公共下水道施設の耐震化 (3) 浄化槽の整備
--------	---

【施策の方向】

下水道の整備

(1) 公共下水道の整備

- 公共水域の水質保全と住環境整備のため、未整備地区の汚水管渠の整備を推進する。
- 市街地の浸水対策のため、計画的に雨水幹線の整備を推進する。

(2) 公共下水道施設の耐震化

- 下水道機能の保全と地震などの災害に強い下水道施設を構築するため、下水道施設の補強事業を推進する。

(3) 浄化槽の整備

- 集合排水処理区域外の公共水域の水質保全と住環境整備のため、浄化槽と排水路の整備を推進する。

5 都市ガスの整備

〔現状と課題〕

市内3区域毎に供給ガス熱量、料金体系が異なり、その統一を図ることが一体的な企業経営を図るための課題となっている。

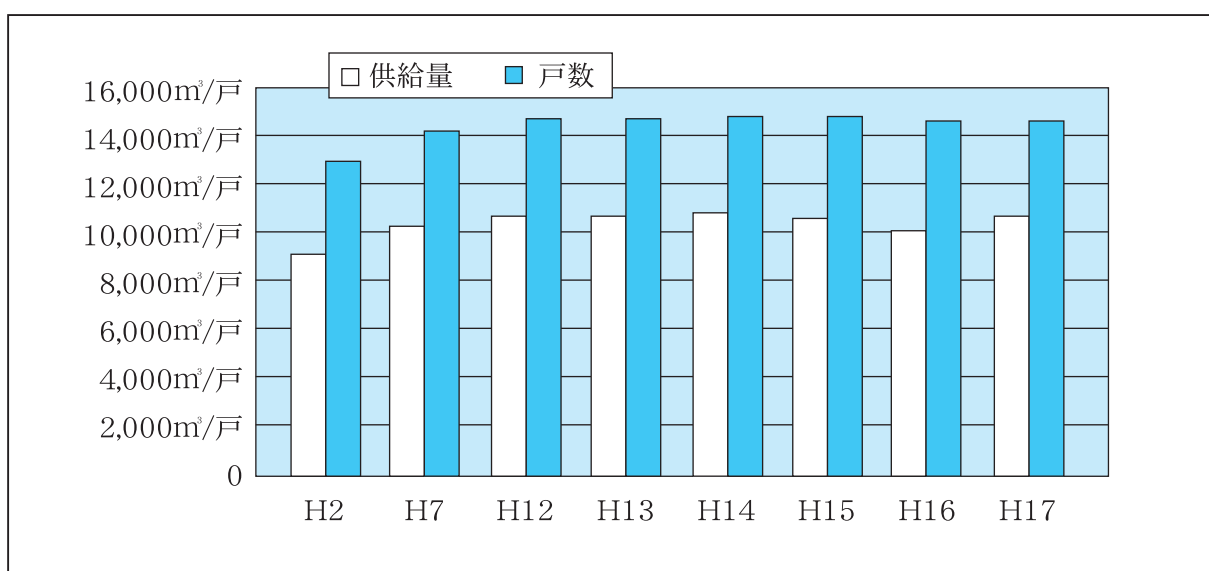
また、原料の天然ガスの供給を受けるパイプラインが地すべり地帯に布設されており、地すべり災害等により供給が一時的に遮断される危険があるため、一定量の原料ガスを備蓄しておくことが必要である。ガス供給施設の老朽化も進みつつあり、施設の適切な更新により安定供給と保安の確保を図っていかねばならない。

人口の減少と高齢化の進行、オール電化住宅の増加で供給人口が減少しており、安全で安定したガス供給を継続していくため、事務処理の合理化など経費の節減を推進するとともに、冷暖房需要等の開拓など収益の安定化を図り健全経営を維持する必要がある。

＜都市ガスの状況＞

各年度末現在

	供給人口	年間供給量							
		総数		一般用		営業用		その他	
		供給量 (千)	戸数 (戸)	供給量 (千)	戸数 (戸)	供給量 (千)	戸数 (戸)	供給量 (千)	戸数 (戸)
H2年度	34,747	9,105	13,137	7,225	10,305	1,322	606	558	153
H7年度	34,590	10,412	14,197	7,818	10,747	1,464	860	1,130	207
H12年度	34,239	10,779	14,774	7,761	11,123	1,394	841	1,624	245
H13年度	34,033	10,667	14,771	7,689	11,143	1,341	825	1,637	242
H14年度	33,937	10,643	14,798	7,647	11,182	1,283	807	1,713	243
H15年度	33,807	10,499	14,830	7,635	11,221	1,248	801	1,616	246
H16年度	41,273	10,035	14,714	7,143	11,273	1,185	808	1,707	256
H17年度	40,732	10,666	14,724	7,522	13,438	1,217	951	1,927	335



(資料：ガス水道局)

〔施策の体系〕

都市ガスの整備	(1) 安全な都市ガスの供給 (2) ガス施設の耐震化
---------	--------------------------------

〔施策の方向〕

都市ガスの整備

(1) 安全な都市ガスの供給

○安全な都市ガスの供給と一体的な企業経営を図るため、ガス供給施設の集中管理、導管網やガスホルダーの更新事業を推進するとともに、全市のガス熱量統一に向けた事業を計画的に推進する。また、中期経営計画を策定して、効率的な事業運営に努め、経営の安定化を図るとともに、需要の開拓のため用途に応じた料金メニューを検討する。

(2) ガス施設の耐震化

○地震などの災害に強いガス施設を構築するため、老朽施設の更新・補強事業、ガス導管網の耐震化・ブロック化をより一層推進する。

◇ 主要事業一覧 (住みよい住環境の整備)

No.	事業名	概要
1	安心安全すまいる事業	耐震診断補助
2	住宅整備資金貸付事業	克雪住宅、高齢者・障害者住宅、勤労者住宅、持家住宅
3	ミニ土地区画整理事業	土地区画整理事業の推進
4	公園整備事業	総合公園の整備、(仮称)竹のからかい広場ほか
5	簡易水道施設整備事業 《特別会計》	簡易水道等統合事業(早川など)、簡易水道事業整備事業(能生、西海、青海ほか)
6	水道管網広域化事業《企業会計》	水源地新設、水道管布設
7	水道施設整備事業《企業会計》	水源地施設整備
8	水道配水管整備事業《企業会計》	水道管布設、水道管布設替
9	排水設備設置資金貸付事業	下水道等の接続資金貸付
10	公共下水道整備事業《特別会計》	管渠整備、処理場増設、水処理施設整備
11	雨水幹線整備事業《特別会計》	蓮台寺2号、奴奈川、田沢ほか
12	下水道施設改修更新事業 《特別会計》	水処理施設設備更新(能生、青海浄化センター)、耐震補強(能生、糸魚川、青海浄化センター)、管渠改築更新
13	合併処理浄化槽設置整備事業	浄化槽設置補助
14	浄化槽整備事業《特別会計》	浄化槽設置
15	ガス水道集中監視制御システム導入事業《企業会計》	集中監視制御システム導入
16	ガス水道局庁舎耐震補強事業 《企業会計》	耐震補強
17	ガス施設整備事業《企業会計》	青海ガスホルダー建設、ガス供給施設更新
18	ガス導管整備事業《企業会計》	ガス管布設替

第5節 国土の保全と整備

1 調和ある土地利用の推進

〔現状と課題〕

本市は現在海岸沿いの3地域にそれぞれ独立した市街地が形成され、3地域でそれぞれ都市計画区域及び用途地域を指定しており、そこに約90%の市民が生活している。

市町合併前の都市計画区域、用途地域を基本として、土地利用の動向、道路の整備状況等を勘案しながら、一体の都市として総合的に整備、開発、保全するため都市計画を再検討する必要がある。

農業地域では、農業生産基盤整備を実施して、優良農地の確保に努めてきたが、今後は、長期展望に立ち、保全すべき優良農地をより明確化し、生活環境と農業基盤の調和が保たれた土地利用が課題である。

森林は、国土の保全・水源かん養・水質保全・地球温暖化防止等の重要な公益的機能を有しており、生活や産業活動と森林環境の調和のある土地利用が望まれている。

また、効率的な土地利用のためには、地籍調査事業は有効であるが、個人の利害も伴うことから、地域の理解を得るための環境づくりが必要である。

〔施策の体系〕

調和ある土地利用の推進	(1) 都市地域の土地利用 (2) 農業地域の土地利用 (3) 森林地域の土地利用 (4) 国土調査の推進
-------------	--

〔施策の方向〕

調和ある土地利用の推進

(1) 都市地域の土地利用

○都市計画区域内の調和のある土地利用を推進するため、都市計画区域の用途地域及び都市施設の配置等の見直しをするとともに、新市合併後の都市づくりの基本的な方針を示す「都市計画マスタープラン」を策定し、これに基づいた都市づくりを推進する。

(2) 農業地域の土地利用

○田園環境との調和を図るため、農業振興地域の適正な土地利用を推進する。

(3) 森林地域の土地利用

○森林は、国土保全、水源かん養、保健休養などの重要な機能があるため、森林地域の適正な土地利用を推進する。

(4) 国土調査の推進

○国土の地籍実態をより明らかにするため、地域の理解と協力が得られるなどの条件が整った地域から、地籍調査事業を実施する。

2 治山・治水

〔現状と課題〕

本市は、姫川にほぼ沿って糸魚川 - 静岡構造線が走り、脆弱な地質と急峻な地形を抱え、一級河川姫川をはじめ、多くの中小河川が急流となって日本海に注いでいる。市街地や集落は、この河川や支流の流域と河口近くに集中している。

梅雨期や台風の時期には集中豪雨がたびたび発生し、降雪量も多く、河川の増水・山崩れ・土石流・地すべり・雪崩等の自然災害が発生しやすい地帯が散在している。

近年においても、糸魚川地域の姫川流域における7・11水害、能生地域柵口地区の雪崩災害、青海地域玉ノ木地区の土砂崩れ災害など大災害が発生している。

姫川下流部においては、多くの宅地と主要な交通路線などがあるが、左岸において護岸の未整備区間があることから、早期の整備が求められている。

また、筒石川、能生川、早川、前川、海川、田海川などにおいては、それぞれの河川状況に応じた河床・護岸の整備、河口部の整備などが必要となっている。

市街地の雨水排水路については、宅地化の進展に伴い雨水幹線を雨水計画に沿って整備してきたが、今後とも農地の宅地化など、土地利用状況の変化に迅速に対応した排水路の整備と、計画的な雨水計画の見直しが課題である。

このような状況を踏まえ、国土の保全、安全・安心の市民生活を確保するため、農地や森林の国土保全機能を生かしながら、一層の砂防・治山・治水対策に努める必要がある。

〔施策の体系〕

治山・治水	<ul style="list-style-type: none"> (1) 河川・排水路の整備 (2) 農地保全と災害防止 (3) 治山・砂防施設の整備 (4) 森林整備の促進
-------	---

〔施策の方向〕

治山・治水

(1) 河川・排水路の整備

○急流河川が多く、融雪期、降雨時には急激な増水と土砂流失が発生し、河川の氾濫の危険性が高いため、河川堤防等の計画的整備促進と水生動植物への配慮や親水性などを考慮した各河川水系の状況に応じた河川整備を促進する。

○市街地における浸水防止のため、計画的に排水路の改修整備を推進する。

(2) 農地保全と災害防止

○中山間地域集落の安定的な農業生産基盤を維持し、中山間地域集落と農地・農業用施設を地すべり被害から保全するため、中山間地域総合農地防災事業、地すべり対策事業を推進する。

(3) 治山・砂防施設の整備

○山地の保全と山崩れ・土石流・地すべり・雪崩等の山地災害を未然に防止するため、治山、砂防、地すべり防止対策等の事業を促進する。

(4) 森林整備の促進

○水源かん養、災害の防備等の森林が持つ公益的機能を着実に発揮させるため、造林や保育等による森林整備を促進する。



3 海岸の保全と整備

〔現状と課題〕

本市の海岸線は全長約45kmにもおよび、海底は深い海溝が海岸部まで迫る複雑な地形であり、海岸侵食とも相まって、冬季波浪により幾度も被害を受けてきた。

これまで消波工、護岸工、人工リーフ等により海岸の防護を図ってきたが、冬期間の越波は毎年のように発生していることから、引き続き海岸侵食対策事業、海岸保全施設整備事業等により海岸の保全を図らなければならない。

また、海岸線は古くから海水浴や魚釣りなどを通じ、盛んに生活の中で利用されてきた。最近、海の持つ健康・保養効果が注目される中、健康増進・保養施設として容易に海岸線を利活用できるよう、海岸の養浜も課題となっている。

〔施策の体系〕

海岸の保全と整備	(1) 海岸侵食対策の促進 (2) 海岸養浜の促進
----------	------------------------------

〔施策の方向〕

海岸の保全と整備

(1) 海岸侵食対策の促進

○海岸侵食、台風及び冬季風浪時の越波による住宅地や道路などへの被害を防止するため、海岸侵食対策事業及び海岸保全施設整備事業等を進める。

(2) 海岸養浜の促進

○市域全体の海岸を見据え、実状に合った親水空間と渚の活用を図るための構想を策定するとともに、砂浜海岸の機能を復活させるため、養浜事業の実施に向けて調査・検討を進める。



◇ 主要事業一覧 (国土の保全と整備)

No.	事業名	概要
1	国土調査事業	木浦、鬼舞・鬼伏地区ほか
2	河川排水路改修事業	二級河川・小河川・排水路改修
3	県営中山間地域総合農地防災事業	用水路整備(東側用水、西側用水)
4	姫川改修事業	直轄事業、県事業
5	砂防事業	直轄砂防事業、県通常砂防事業、県火山砂防事業
6	総合流域防災事業	前川改修
7	地すべり対策事業	青ぬけ地区ほか
8	治山事業	荒廃林地の治山対策
9	雪崩対策事業	猿倉地区ほか
10	海岸侵食対策事業	離岸堤整備(市振海岸、百川海岸、中宿海岸ほか)
11	姫川港港湾海岸侵食対策事業	離岸堤(潜堤)、緩傾斜護岸
12	漁港海岸保全施設整備事業	離岸堤(大和川)市営漁港施設保全工事(大和川)